

京田辺市地域公共交通活性化協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する 規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、京田辺市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、規約第4条第1項に規定する委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬等）

第2条 委員の報酬は、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）別表第1第22項の例によるものとする。ただし、申出のあった委員については、これを支給しないものとする。

（費用弁償）

第3条 委員が、協議会の職務を行うために京田辺市以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、申出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、京田辺市職員の旅費に関する条例（昭和31年京田辺市条例第35号）の例によるものとする。

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月26日から施行する。

参考：京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）別表第1の22の項

区分	報酬額
委員長・会長等	日額 10,100円
委員	日額 9,100円

